百十二号議 案

東京都心身障害者扶 養共済 制度条例 0) 部 を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提 出 者 東京 **水都知事** 小 池

百 合

子

東京 都心身障害者扶養共済制度条例の一 部を改正する条例

(平成十

九

年東京都条例第百三十七号)

0)

部

を次の

ように改正する。

第十二条第三項各号を次 のように改める。

東京都心身障害者扶養共済制度条例

破産手続開 始 0 決定を受けて復権を得な ιV 者

ができない

者

精神

0

機能

0)

障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、

判断

及び意思疎通を適切に行うこと

附 則

ح 0) 条例 は、 公布 0)  $\exists$ か ら施 行する。

提案理 由

年金管理者の欠格事由 に係る規定を改める必要がある。

第二 百 + 二号議案 東京都心身障害者扶養共済制度条例 0) 部を改正する条例